

「電源開発株式会社大間原子力発電所の設置  
に係る公開ヒアリング」における意見等の  
安全審査における参酌状況について  
—地盤耐震関係—  
(案)

平成17年2月  
原子力発電安全審査課

## 目 次

はしがき	1
参酌状況	2
1. 原子炉施設の安全設計	
(1)安全性確保対策	(略)
(2)津波対策	3
①津波対策	3

## は し が き

通商産業省（平成 13 年 1 月 6 日以降は、経済産業省）は、「原子力発電の立地に係る公開ヒアリングの実施について」（昭和 54 年 1 月 22 日省議決定）に基づき、平成 10 年 12 月 17 日青森県下北郡大間町において電源開発株式会社大間原子力発電所の設置に係る公開ヒアリングを開催した。

同公開ヒアリングの状況については、「電源開発株式会社大間原子力発電所の設置に係る公開ヒアリング報告書」として平成 11 年 2 月に取りまとめており、本書は安全性に係る意見等について、安全審査等において参酌した状況を取りまとめたものである。なお、通商産業省所管に関する意見等のうち本資料以外の参酌状況については平成 11 年 6 月に取りまとめている。

## 参 酌 状 况

## 1. 原子炉施設の安全設計

### (2)津波対策

#### ① 津波対策

取水口の高さは東京湾平均海面でマイナス 4.0mと設計しているが、それで大丈夫か。もう少し深くするべきではないのか。

発電所敷地における津波に関しては、文献調査、数値シミュレーション等により、敷地に影響を与える最大規模の津波を想定して安全性の検討を行っている。

これらの検討の結果から、最大規模の津波を想定しても敷地前面における最低水位は、朔望平均干潮位を考慮して、東京湾平均海面(以下「T.P.」という。)－3.8m程度と推定している。

取水口の敷高はT.P.－4.0mとしており、最大規模の津波により水位がT.P.－3.8m程度に低下した場合でも原子炉補機冷却系に必要な取水が確保できる設計となっている。

また、原子炉補機冷却海水ポンプの取水可能水位は、さらに取水口の敷高より低いT.P.－5.7mとしており、取水路、取水ピット等は相当量の海水を貯留する構造となっている。

以上のことから、津波による水位低下に対して、原子炉施設の安全性が影響を受けることはないと判断する。